

## 大田原市道路位置指定取扱要領

(平成 24 年 4 月 1 日)

(目的)

第 1 条 この要領は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路の位置の指定の申請について、必要な事項を定めるものとする。

(申請書等)

第 2 条 申請書及び添付書類は、大田原市建築基準法施行規則(平成 23 年規則第 47 号。以下「規則」という。)第 19 条に定めるものとする。この場合において、規則第 19 条第 1 項第 6 号に規定する図書は、次に掲げる図書のうち必要と認めたものとする。

- (1) 占用許可書写し
- (2) 農地転用許可証又は農地転用許可申請書の提出証明書

(添付書類の留意事項)

第 3 条 申請書の添付書類については、次の各号に掲げる事項に留意の上、作成するものとする。

- (1) 付近見取図 縮尺 3000 分の 1 程度の地域図によるものとし、目標となる地物を詳細に記入
- (2) 地籍図
  - ア 縮尺 250 分の 1 程度
  - イ 方位、地番、地番境界(筆境)及び地目の記入
    - (ア) 土地所有者及びその土地又は土地にある建築物若しくは工作物についての権利を有する者の住所及び氏名の記入
    - (イ) 土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置の記入
    - (ウ) 法第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき位置を指定する道路(以下「指定道路」という。)の位置、延長、幅、すみ切等の寸法の記入
- (3) 求積図 関係土地面積及び合計開発面積を表示
- (4) 構造図
  - ア 横断面図 道路の横方向に高低差のある場合は、必要に応じて高低差及びこう配等を記入
  - イ 縦断面図 道路の縦方向に高低差のある場合は、必要に応じて高低差及びこう配等を記入
- (5) 法務局に備える地図又は地図に準ずる図面 指定道路の位置を朱書きにて記入
- (6) 委任状 代理人が申請を行う場合は、一切を委任する旨の委任状を添付し、申請書には、連絡先として代理人の住所、氏名及び電話番号を記入
- (7) 占用許可書写し 指定道路となる土地が公有地(道路敷、水路敷等)に関する場合

(8) 登記事項証明書 指定道路となる土地の権利者の内容を確認するために添付(3月以内のものとし、所有者を変更し未登記の場合は、不動産売買契約書を、土地区画整理又は耕地整理事業施工地区内で仮換地指定の終了地等の場合においては、仮換地通知書又はこれらに代わる権利者であることを証する図書を添付するものとする。)

(9) 印鑑登録証明書 指定道路となる土地の権利者の承諾の真否を確認するために添付(3月以内のものとする。)

(10) 農地転用許可申請書の提出証明書 指定道路となる土地が農地の場合に添付

(11) 土地使用承諾書 指定を受けようとする道路の敷地である土地及びその土地にある建築物又は工作物の所有者並びにこれらについて、地上権者、賃借権者、小作権者、抵当権者等がある場合は、これらの者の承諾書を添付

(申請者)

第4条 申請者は、原則として土地所有者とする。ただし、借地人等で土地所有者の同意を得た場合は、この限りでない。

(記入上の注意)

第5条 作図の際は、指定を受ける道路の位置を明確にするため、付近の基準点となるものを定めて、当該基準点からの距離を実測図に記入し、申請図には、当該道路に接する敷地のみでなく、できるだけその敷地上にある既存建築物の状況及び周囲の地形、建築物又は工作物の状況を記入すること。

(特殊事項)

第6条 土地区画整理地区内又は耕地整理事業施工地区内で仮換地中のときは、位置中の地名地番は仮換地の符号を記入し地目は記載しないものとする。この場合において、面積は仮換地面積と、土地所有者は換地予定人とし、事業執行機関の承認を得るものとする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要領は、平成24年4月1日から実施する。